

令和6年10月23日

近畿運輸局 観光部長 藤原 幸嗣

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 大阪市内中心部と万博会場や臨海部の観光拠点を舟運でつなぐクルーズツアー実証事業

(2) 事業概要及び目的

淀川は古くから京都と大阪を結ぶ水上交通路として活用され、特に江戸時代に発展した流域に多くの文化が生まれた。京都・大阪は関西においての二大観光拠点であり、流域と連携した活用によって継続的な来訪や消費額拡大につながる事が可能となる。また、来年の大阪・関西万博までに淀川大堰閘門が整備され、京都から大阪湾までが運航可能になる予定である。

舟運事業としては令和4年度から進めており、令和4年度事業では、淀川の観光資源魅力調査や沿川関係者ヒアリング、インバウンド向け実証運航を行った結果、各沿川地域の特性に応じた取組の必要性及び、舟運のみの取組では賑わい創出や持続可能性が限定的であることなどが示されたところである。

また、それらを踏まえ、令和5年度事業においては、淀川を上・中・下流域の3エリアに分割したうえで、将来的なツアーの商品化を目指し、エリアごとに淀川舟運と地域をつなぐテーマ・ストーリーを伴ったモデルコースの実証運行等を通じ、エリアごとの課題や方向性が確認できたところである。

令和6年度は、これまでの実証結果を踏まえつつ、来年の大阪・関西万博や万博以降のレガシー構築を見据え、関係団体等と連携し、下流域、特に大阪市内中心部から万博会場や臨海部の観光拠点を舟運でつなぐ、インバウンド等に向けたクルーズツアーの実証運航を行い、水の都・食の都等の水都大阪の魅力向上や舟運の活性化を図ることを目指す。

(3) 履行期限

令和7年3月7日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 近畿運輸局観光部国際観光課

TEL 06-6949-6796

メールアドレス:kkt-knk-kks-g@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年10月23日(水)から令和6年11月8日(金)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和6年11月11日(月)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。ただし、必要に応じて実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点
- (9) 事業の詳細は説明書による。